

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和4年2月7日(月)15時00分～15時40分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (9人)

会長	5番	脇田安保
会長職務代理者	3番	杉田恒雄
	1番	原 晴美
	2番	山田 滋
	4番	川名初江
	6番	石井康博
	7番	安西純夫
	8番	寺田哲雄
	9番	三上英男

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

報告事項 第1号 農用地利用配分計画の利用権の解除について

報告事項 第2号 農用地利用配分計画の認可について

報告事項 第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告事項 第4号 農地移動適正化あっせんの申出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 千原 秀樹

主幹・農地係長 石井 良市

主査 山口 徳康

主任主事 杉田 岳彦

7. 会議概要

議長

ただ今から、令和4年第2回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、8番 寺田委員、9番 三上委員 にお願ひします。

なお、第5条申請等に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭にお願ひします。

なお、携帯電話はマナーモードでお願ひします。

はじめに、議事日程第1 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1から2ページ、整理番号1から7について審議します。

そのうち、はじめに整理番号7について審議します。

この案件は、農業委員に関係する案件です。農業委員会法第31条の規定による、議事参与の制限に当たりますので、この案件の審議開始から終了まで4番委員には退席をお願ひします。

4番委員退席により、暫時休憩とします。

(農業委員退席)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

資料の2ページ、整理番号7について審議します。

それでは、事務局より説明をお願ひします。

主任主事

整理番号7 所在地は 山本 引田 90 番 他 2 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計 7037 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、千葉市にお住いの 55 歳の方、譲受人は市内江田の法人です。

事由としては、譲渡人は、農業経営規模の縮小ため譲渡すとのこと

です。

譲受人は飼料作物の栽培を行い農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超えており、該当しません。

第2項第5号関係では、下限面積の10a要件については、クリアしており、該当しません

また、第2項第7号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

議長

説明が終わりました。
質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

農業委員の入室により、暫時休憩とします。

(農業委員着席)

休憩前に引き続き会議を再開します。

残りの案件について審議します。

事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の1ページ、整理番号1 所在地は 波左間 堀合 183 番 1 他 3 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計 926 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、四街道市にお住いの 64 歳の方、譲受人は市内波左間にお住いの 61 歳の方で、ご兄妹です。

事由としては、譲渡人は農業経営を縮小ため、譲り渡します。

譲受人はこれらの農地を取得して、水稻や菜花を栽培し農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号2 所在地は 亀ヶ原 川間 940 番 3、登記地目、現況地目、共に畑で 300 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市原市にお住いの 73 歳の方他 1 名、譲受人は埼玉県川口市にお住いの 56 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢で耕作できないため譲り渡します。

譲受人は空き家付き農地の取得制度を利用し、これらの農地を取得して、野菜を栽培し農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号3 所在地は 水玉 御坪 315 番、登記地目、現況地目、共に田で 1487 m²の贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内水玉にお住いの 70 歳の方、譲受人は市内竹原にお住いの 68 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢により農地の管理ができないため、譲り渡します。

譲受人はこれらの農地を取得して、水稻を栽培し農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号4 所在地は 水玉 御坪 316 番、登記地目、現況地目、共に田で 1498 m²の贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内竹原にお住いの 84 歳の方、譲受人は市内竹原にお住いの 68 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢により農地の管理ができないため、譲り渡します。

譲受人はこれらの農地を取得して、水稻を栽培し農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号5 所在地は 船形 根岸 122 番 2、登記地目、現況地目、共に畑で 272 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内川名にお住いの 71 歳の方、譲受人は君津市にお住いの 53 歳の方です。この方は、船形に実家があり、母名義の農地を母と共に耕作しているとのことです。

事由としては、譲渡人は譲受人の要望により、譲り渡します。

譲受人は実家に近いこれらの農地を取得して、菜花・空豆・長ネギ等を栽培し農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号6 所在地は 船形 根岸 122 番 3、登記地目、現況地目、共に畑で 150 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内川名にお住いの 71 歳の方、譲受人は市内川名に

お住いの83歳の方です。

事由としては、譲渡人は譲受人の要望により、譲り渡します。
譲受人はこれらの農地を取得して、菜花・ビワ・長ネギ等を栽培し農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超えており、該当しません。

第2項第5号関係では、下限面積の10a要件については、クリアしており、該当しません

また、第2項第7号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

議 長

説明が終わりました。
質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。
事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。
(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。

資料の3ページ、整理番号1について審議します。

事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の3ページ、整理番号1 所在地は加賀名天沼85番他2筆、登記地目、田及び畑、現況地目、畑で合計422㎡の案件です。
申請人は東京都新宿区の39歳の方です。

転用の事由及び施設は、譲渡人は平成25年6月に車庫兼倉庫1棟で許可を得たが、建設しないでいたところ、高齢になり印西市の子の所に転居することになり、隣接する宅地を含めて、手放したい。譲受人は都内で会社員をしているが、コロナ渦で在宅勤務が多くなり、健

康を考え田舎で土地、家屋を探していたところ、建物もあり、ちょうどよい物件があったので取得し、農地の部分は譲受人の計画と同じ車庫兼倉庫用地として利用したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和3年12月1日から工事着手し、令和4年3月30日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

議長

説明が終わりました。

整理番号1については、車庫兼倉庫を建設するための申請になります。

2番委員、ご意見等ございますか。

2番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、議案番号1についてお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

議長

つづきまして、議事日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の4ページ、整理番号1から2について審議します。

事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の4ページ、整理番号1 ですが、説明内容は議案第2号で説明した内容と同じですので、省略いたします。

整理番号2、所在地は下真倉 菜飯 604 番 1、登記地目、田、現況地目、畑で597 m²の所有権の設定の案件です。

申請人は埼玉県草加市の法人です。

転用の事由及び施設は、申請地は市街地に近く、交通の便も良く、近隣に商業施設も増え、居住環境が良いので、貸家住宅1棟、木造2階建て295.38 m²を建設し収入の安定を図りたいとのことです

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和4年4月1日から工事着手し、令和4年8月31日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

議長

説明が終わりました。

整理番号1については、車庫兼倉庫を建設するための申請になります。

2番委員、ご意見等ございますか。

2番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

整理番号2については、貸家住宅を建設するための申請になります。

7番委員

7番委員、ご意見等ございますか。

議長

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

担当推進委員

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

議長

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、議案番号1から2についてお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、整理番号1から2について「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第4議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

資料の5ページから10ページ、整理番号1から36について審議します。

そのうち、はじめに整理番号11及び12の案件について審議します。

この案件は、農業委員に関係する案件です。農業委員会法第31条の規定による、議事参与の制限に当たりますので、この案件の審議開始から終了まで4番委員には退席をお願いします。

4番委員退席により、暫時休憩とします。

(農業委員退席)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

資料の6ページ、整理番号11及び12の案件について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主査

それでは、私の方から説明いたします。資料の6ページをご覧ください。

整理番号11 所在地は、国分 塚ノ下468番 地目は畑で、面積3,871㎡、賃貸借権の設定で、賃料は38,710円、10a当たり10,000円です。

貸付者は国分にお住まいの方、借受者は江田の法人です。設定の期間は令和4年3月1日から令和14年2月29日までの10年間で、新規設定です。

整理番号12 所在地は、江田 上砂押 628 番 地目は田で、面積2,870㎡、使用貸借権の設定です。貸付者は江田にお住まいの方、借受者は江田の法人です。設定の期間は令和4年3月1日から令和9年2月28日までの5年間で、新規設定です。

以上2案件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件については、満たしていると考えます。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

農業委員の入室により、暫時休憩とします。

(農業委員着席)

休憩前に引き続き会議を再開します。

残りの案件について審議します。

事務局より説明をお願いします。

主 査

資料の5ページ 整理番号1 所在地は、広瀬 土婦 1602 番 1 地目は田で、面積2,836㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ2.5俵分のお金です。貸付者は市原市にお住まいの方、借受者は広瀬の方です。設定の期間は令和4年3月1日から令和7年2月28日までの3年間で、新規設定です。

整理番号2 所在地は、上野原 天神 444 番 外1筆 地目は畑で、合計面積3,721㎡、賃貸借権の設定で、賃料は10,000円、10a当たり2,687円です。貸付者は上野原にお住まいの方、借受者は山本の方です。設定の期間は令和4年3月1日から令和14年2月29日までの10年間で、新規設定です。

整理番号 3 所在地は、古茂口 女関 1424 番 地目は田で、面積 623 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 1 等米 30 kg、10 a 当たり 48 kg です。貸付者は古茂口にお住いの方、借受者も古茂口の方です。設定の期間は令和 4 年 3 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までの 3 年間で、新規設定です。

整理番号 4 所在地は、古茂口 沖田 1461 番 地目は田で、面積 667 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 5,000 円、10 a 当たり 7,496 円です。貸付者は古茂口にお住まいの方、借受者も古茂口の方です。設定の期間は令和 4 年 3 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までの 3 年間で、新規設定です。

整理番号 5 所在地は、古茂口 沖田 1483 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,503 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 18,000 円、10 a 当たり 7,191 円です。貸付者は古茂口にお住まいの方、借受者も古茂口の方です。設定の期間は令和 4 年 3 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 6 所在地は、神余 白子 993 番 1 地目は田で、面積 39 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は神余にお住まいの方、借受者は佐野の方です。設定の期間は令和 4 年 3 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 7 所在地は、神余 白子 981 番 地目は畑で、面積 595 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は神余にお住まいの方、借受者は佐野の方です。設定の期間は令和 4 年 3 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 8 所在地は、神余 白子 985 番 1 地目は田で、面積 406 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は神余にお住まいの方、借受者は佐野の方です。設定の期間は令和 4 年 3 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までの 3 年間で、新規設定です。

整理番号 9 所在地は、神余 白子 987 番 外 2 筆 地目は田・畑で、合計面積 1,010 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 3,000 円、10 a 当たり 2,970 円です。貸付者は神余にお住まいの方、借受者は佐野の方です。設定の期間は令和 4 年 3 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 10 所在地は、神余 塚越 961 番 地目は田で、面積 644 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は神余にお住まいの方、借受者は

佐野の方です。設定の期間は令和4年3月1日から令和9年2月28日までの5年間で、新規設定です。

整理番号13 所在地は、藤原 長尾 630 番 地目は田で、面積1,170 m²、賃貸借権の設定で、賃料は10,000円、10a当たり8,547円です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の期間は令和4年3月1日から令和14年2月29日までの10年間で、新規設定です。

整理番号14 所在地は、藤原 稻荷前 740 番 地目は畑で、面積892 m²、賃貸借権の設定で、賃料は10,000円、10a当たり11,211円です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の期間は令和4年3月1日から令和14年2月29日までの10年間で、新規設定です。

整理番号15 所在地は、東長田 笹子 1239 番 地目は田で、面積3,255 m²、賃貸借権の設定で、賃料は1等米100kg、10a当たり31kgです。貸付者は東長田にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和4年3月1日から令和6年2月29日までの2年間で、新規設定です。

整理番号16 所在地は、波左間 堀合 181 番 地目は畑で、面積221 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は波左間にお住まいの方、借受者も波左間の方です。先ほどの3条申請と併せて、下限面積の1,000 m²を超えます。設定の期間は令和4年3月1日から令和5年2月28日までの1年間で、新規設定です。

整理番号17 所在地は、湊 作ノ田 520 番 外1筆 地目は田で、合計面積4,996 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ270kg、10a当たり54kgです。貸付者は湊にお住まいの方、借受者は長須賀の法人です。設定の期間は令和4年3月1日から令和10年2月29日までの6年間で、新規設定です。

整理番号18 所在地は、国分 市ノ坪 397 番 外1筆 地目は田で、面積5,785 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米300kg、10a当たり52kgです。貸付者は国分にお住まいの方、借受者は広瀬の方です。設定の期間は令和4年3月1日から令和7年2月28日までの3年間で、再設定です。

整理番号19 所在地は、菌 北沢田 1034 番 地目は田で、面積2,987 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米180kg、10a当たり60kgです。貸付者は二子にお住まいの方、借受者は菌の方です。設定

の期間は令和4年3月1日から令和9年2月28日までの5年間で、再設定です。

整理番号20 所在地は、正木 新田4473番 地目は田で、面積2,881㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米90kg、10a当たり31kgです。貸付者は正木にお住まいの方、借受者も正木の方です。設定の期間は令和4年3月1日から令和14年2月29日までの10年間で、再設定です。

整理番号21 所在地は、正木 谷田4609番 外2筆 地目は田で、合計面積6,620㎡、賃貸借権の設定で、賃料は、コシヒカリ1等米199kg、10a当たり30kgです。貸付者は正木にお住まいの方、借受者も正木の方です。設定の期間は令和4年3月1日から令和14年2月29日までの10年間で、再設定です。

整理番号22 所在地は、正木 御狩4675番 地目は田で、面積918㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米28kg、10a当たり30kgです。貸付者は正木にお住まいの方、借受者も正木の方です。設定の期間は令和4年3月1日から令和14年2月29日までの10年間で、再設定です。

整理番号23 所在地は、正木 新田4544番 地目は田で、面積1,282㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米38kg、10a当たり30kgです。貸付者は那古にお住まいの方、借受者は正木の方です。設定の期間は令和4年3月1日から令和14年2月29日までの10年間で、再設定です。

整理番号24 所在地は、正木 中沼4643番 地目は田で、面積1,269㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米38kg、10a当たり30kgです。貸付者は正木にお住まいの方、借受者も正木の方です。設定の期間は令和4年3月1日から令和14年2月29日までの10年間で、再設定です。

整理番号25 所在地は、畑 白首239番 地目は畑で、面積357㎡、賃貸借権の設定で、賃料は3,000円、10a当たり8,403円です。貸付者は東京都杉並区にお住まいの方、借受者は畑の方です。設定の期間は令和4年3月1日から令和6年2月29日までの2年間で、再設定です。

整理番号26 所在地は、正木 新作918番 地目は田で、面積2,970㎡、賃貸借権の設定で、賃料は1等米89kg、10a当たり30kgです。貸付者は正木にお住まいの方、借受者も正木の方です。設定の期間は

令和4年3月1日から令和5年2月28日までの1年間で、再設定です。

整理番号27 所在地は、犬石 縄原 1581 番 地目は畑で、面積 436 m²、賃貸借権の設定で、賃料は玄米 30 kg、10 a 当たり 69 kg です。貸付者は大神宮にお住まいの方、借受者は犬石の方です。設定の期間は令和4年3月1日から令和9年2月28日までの5年間で、再設定です。

整理番号28 所在地は、岡田 内町 716 番 地目は田で、面積 2,649 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 15,894 円、10 a 当たり 6,000 円です。貸付者は岡田にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和4年3月1日から令和9年2月28日までの5年間で、新規設定です。

整理番号29 所在地は、岡田 内町 717 番 地目は田で、面積 1,903 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 60 kg、10 a 当たり 32 kg です。貸付者は岡田にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和4年3月1日から令和9年2月28日までの5年間で、新規設定です。

整理番号30 所在地は、菌 二又 1055 番 外 3 筆 地目は田で、合計面積 6,591 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 198 kg、10 a 当たり 30 kg です。貸付者は菌にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和4年3月1日から令和14年2月29日までの10年間で、新規設定です。

整理番号31 所在地は、広瀬 島合 1704 番 外 3 筆 地目は田・畑で、合計面積 6,077 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 182.4 kg、10 a 当たり 30 kg です。貸付者は竹原にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和4年3月1日から令和14年2月29日までの10年間で、新規設定です。

整理番号32 所在地は、竹原 下田辺 3001 番 1 地目は田で、面積 2,930 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 88.2 kg、10 a 当たり 30 kg です。貸付者は竹原にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和4年3月1日から令和14年2月29日までの10年間で、新規設定です。

整理番号33 所在地は、菌 梶路 943 番 地目は田で、面積 1,707 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は水玉にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和4年3月1日

から令和9年2月28日までの5年間で、新規設定です。

整理番号34 所在地は、大井 五反田 623 番 1 外 14 筆 地目は田で、合計面積 4,542 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は佐倉市にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和4年3月1日から令和9年2月28日までの5年間で、新規設定です。

整理番号35 所在地は、大井 大井根 1169 番 2 外 2 筆 地目は田で、合計面積 286 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は大井にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和4年3月1日から令和9年2月28日までの5年間で、新規設定です。

整理番号36 所在地は、竹原 道原 2950 番 1 外 5 筆 地目は田で、面積 3,551 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は大井にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和4年3月1日から令和14年2月29日までの10年間で、新規設定です。

議 長

以上34案件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件については、満たしていると考えます。

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、報告事項第1号、「農用地利用配分計画の利用権解除について」を報告します。

資料の11ページ、整理番号1から4について、事務局より説明をお願いします。

主 査

まず、農用地利用配分計画の利用権解除につきましては、農地中間管理事業として、公益社団法人 千葉県園芸協会が、所有者から借り受け、受け手と貸借権の設定を行った農地について、貸借契約を解除

したものです。そのため、当該農地については、2年間は千葉県園芸協会が維持管理をしていくこととなります。その間に、新たな耕作者を探しますが、見つからない場合には、所有者に返還となります。

それでは11ページをご覧ください。

整理番号1 所在地は、安布里 青木田 210番 1外2筆 地目は田で、合計面積3,089㎡につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、水はけが悪く、機械がもぐってしまうためとのことです。

整理番号2 所在地は、川名 御菌 814番 地目は田で、面積1,612㎡につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、土の中に堆肥が大量に埋まっていて、田として利用することが困難であったためとのことです。

整理番号3 所在地は、東長田 石神 1350番 外2筆 地目は田で、合計面積5,363㎡につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、新たな耕作者に貸すためとのことです。

整理番号4 所在地は、安布里 五反田 174番 地目は田で、面積3,090㎡につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、契約内容の期間及び終期を変更するため、一旦解約し、その後再配分するためとのことです。

議長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第1号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第2号、「農用地利用配分計画の認可について」を報告します。

資料の12ページ、整理番号1から6について、事務局より説明をお願いします。

主査

では、引き続き、私の方から説明します。

まず、利用配分計画の認可につきましては、農地中間管理事業として、公益社団法人 千葉県園芸協会が、所有者から借り受けた農地について、令和3年10月の総会で貸借権の設定を行ったものです。

それでは12ページをご覧ください。

整理番号1 所在地は、亀ヶ原 長生田 107番 外3筆 地目は田で、

合計面積 3,640 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が亀ヶ原にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料はコシヒカリ 1 等米 120 kg、10 a 当たり 33 kg です。借受者も亀ヶ原の方です。期間は、認可公告日の令和 4 年 1 月 13 日から令和 13 年 11 月 30 日までの約 9 年 10 ヶ月です。

整理番号 2 所在地は、水岡 島廻 1271 番 地目は畑で、面積 1,976 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が水岡にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 8,330 円、10 a 当たり 4,216 円です。借受者は八幡の法人です。期間は、認可公告日の令和 4 年 1 月 13 日から令和 8 年 11 月 30 日までの約 4 年 10 ヶ月です。

整理番号 3 所在地は、山本 引田 69 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 4,688 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が国分にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料はコシヒカリ 1 等米 141 kg、10 a 当たり 30 kg です。借受者は上野原の方です。期間は、認可公告日の令和 4 年 1 月 13 日から令和 8 年 11 月 30 日までの約 4 年 10 ヶ月です。

整理番号 4 所在地は、国分 川向 595 番 地目は田で、面積 2,967 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が国分にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料はコシヒカリ 1 等米 89 kg、10 a 当たり 30 kg です。借受者は上野原にお住まいの方です。期間は、認可公告日の令和 4 年 1 月 13 日から令和 8 年 11 月 30 日までの約 4 年 10 ヶ月です。

整理番号 5 所在地は、亀ヶ原 川間 956 番 1 外 1 筆 地目は田・畑で、合計面積 1,542 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が南房総市本織にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 7,710 円、10 a 当たり 5,000 円です。借受者も南房総市本織の方です。期間は、認可公告日の令和 4 年 1 月 13 日から令和 13 年 11 月 30 日までの約 9 年 10 ヶ月です。

整理番号 6 所在地は、上野原 上仲井 506 番 地目は畑で、面積 499 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が君津市にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 2,495 円、10 a 当たり 5,000 円です。借受者は北条にお住まいの方です。期間は、認可公告日の令和 4 年 1 月 13 日から令和 8 年 11 月 30 日までの約 4 年 10 ヶ月です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第 2 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第3号、「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」を報告します。

資料の13ページから14ページ、整理番号1から5について、事務局より説明をお願いします。

主 査

それでは、13ページをご覧ください。

整理番号1 所在地は、湊作ノ田527番外1筆地目は田で、合計面積4,101㎡につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、借受者が高齢になり耕作できなくなったためとのことです。

整理番号2 所在地は、湊作ノ田520番外1筆地目は田で、合計面積4,996㎡につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、借受者が高齢になり耕作できなくなったためとのことです。

整理番号3 所在地は、稲弁財天264番1外2筆地目は田で、合計面積3,454㎡につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、館山市の食のまちづくり拠点施設用地として、館山市に売却するためとのことです。

整理番号4 所在地は、広瀬島合1704番外3筆地目は田で、合計面積6,077㎡につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、新たな耕作者に貸すためとのことです。

整理番号5 所在地は、東長田石神1350番外2筆地目は田で、合計面積5,363㎡につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、新たな耕作者に貸すためとのことです。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第3号の報告を終わります。

主任主事

つづきまして、報告事項第4号、「農地適正化あっせんの申出について」を議題とします。

資料の15ページ、整理番号1から3について事務局より説明をお願いします。

整理番号1 所在地は小原弁天前9番1、登記地目、現況地目は共に畑で、面積は416㎡です。

申出者は横浜市にお住まいの方です。

申出理由は相続したが遠隔地に住んでおり耕作できないので手放

したいとのことです。

整理番号 2 と 3 は農地を取得したいとの申出です。

整理番号 2、希望地区は那古地区で 1,000 m²程度を希望とのことです。

申出者は市内那古にお住まいの方です。

申出理由は現在、家庭菜園を行っているが、生産量を増やしたいとのことです。

整理番号 3、希望地区は九重地区で 1,000 から 2000 m²程度を希望とのことです。

申出者は東京都葛飾区にお住まいの方です。

申出理由は南房総市千倉地区にキャンプ場用地として山林を購入予定なので、千倉地区に近い地区で中国野菜の栽培を行い、ネット販売をしたいとのことです。

説明のとおり、あっせんの申し出がありましたので、あっせん委員を 2 名指名します。

あっせん委員については、担当地区の農地利用最適化推進委員にお願いすることになっております。

整理番号 1 と 2 について、那古地区ですので石井俊之推進委員と渡邊推進委員にお願いします。

整理番号 3 について、九重地区ですので北見推進委員と小倉推進委員にお願いします。

なにか、不明な点はありますか。

以上で、本日の議案等の審議は、全て終了しました。

以上で、第 2 回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。

皆様、ご苦労様でした。

閉 会

15 時 40 分

農業委員会等に関する法律第 27 条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長

勝田 守保

館山市農業委員会委員

寺 田 隆 雄

館山市農業委員会委員

三上 英 男